

計画策定にご協力していただいた方々

菰野町総合計画策定検討委員会委員の皆様

職 名	氏 名	所属等
会 長	平井 満	菰野町区長会 会長
副 会 長	服部 卓美	菰野町消防団 団長
委 員	大橋 智子 (山下 直久)	菰野町ＰＴＡ連絡協議会 会長（第２回～） ※カッコ内は第１回のみ
	小澤 敏明	菰野町心身障がい者福祉会 会長
	近藤 恭弘	障害児支援事業経営
	先浦 宏紀	(株)三十三総研
	佐野 貴代	(株)佐野テック
	千種 啓資	（一社）菰野町観光協会 理事
	藤森 知美	NPO法人主席研究員
	松岡 良成	認定農業者
	松尾 満正	菰野町社会福祉協議会 事務局長
	柳田 光康	会社役員
	山本 良枝	菰野町商工会 女性部部長
	横山 円吉	菰野生産森林組合 組合長理事
専門委員	岩崎 恭典	四日市大学 学長

※委員については五十音順

町民アンケートでご協力をいただいた皆様

小中学生アンケートでご協力をいただいた小中学生の皆様

地区懇談会にご参加いただいた皆様

基本構想（素案）、第6次菰野町総合計画（案）に対する意見をご提出いただいた皆様

概要版 イラスト募集にご応募いただいた小中学生の皆様

概要版 サブタイトル募集にご応募いただいた皆様

コモノのコレカラを考えるフォトコンテストにご応募いただいた皆様

菰野町議会議員の皆様

その他、計画策定に関わったすべての皆様、ありがとうございました。

※ 菰野町総合計画策定検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 長期的な展望のもと、目指すべき将来像やまちづくりの行動指針などを町民と共有するための基本的かつ総合的な計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、住民の意見や提案を反映させるため、菰野町総合計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 新たな総合計画の策定に係る必要な調査及び審議に基づく意見具申及び助言に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内関係団体の代表者等
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項を処理するために必要な期間とする。

2 前項において、任期途中で委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会に、専門的な領域の検討など、必要に応じ部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画情報課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

▼ 総合計画に公募採用させていただいた写真

